

# 姫路獨協大学学生図書委員会内規

(昭和63年9月13日制定)  
改正 平成11年 3月18日  
平成25年 3月28日  
平成28年 3月23日

## (目的)

第1条 この規程は、姫路獨協大学附属図書館運営委員会規程第2条第3項及び第4項の規定に基づく学生図書委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 委員会は、学群及び各学部・各学年次からそれぞれ1名の選出された委員をもって組織する。

2 委員は、図書館長がこれを委嘱する。

## (選出方法)

第3条 委員の選出は、全学生に掲示をもって周知し、委員を希望する者を図書館課へ届けさせるものとする。

2 前項により届出のあった者について、図書館運営委員会で選出をする。

3 第1項による委員を希望する者の届出がないときは、その学群及び学部・学年次の学生のうちから図書館運営委員会で選出をする。

## (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (招集)

第5条 図書館長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、副館長が議長を代行する。

## (委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、図書館課において行う。

## 附 則

この内規は、昭和63年10月1日から実施する。

## 附 則 (平成11年 規程第7号)

この内規は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成 25 年 規程第 13 号）

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 規程第 12 号）

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。